

Sample

短答試験の全範囲をまとめたポイント集 【知財条文総整理】

『条約不著編』 十～十五巻

- 第十巻 : パリ条約
- 第十一巻 : PCT
- 第十二巻 : TRIPS協定
- 第十三巻 : マドリッド協定の議定書
- 第十四巻 : 不正競争防止法
- 第十五巻 : 著作権法

語呂合わせ付き

発行

知財チャンネル
CHIZAI-CHANNEL

著者

弁理士

奥町 哲行

知財条文総整理 (10) パリ条約 (サンプル)

パリ条約で短答試験に必須の条文は、**1～12条**です。

ここまでは頻出なので、すべて記憶しておくべきです。

この資料では、主条文・ポイントのみ記載しており全条文をあげていません。

特に**4条の優先権制度**は重要なので、完璧にしておきましょう。

● **パリ4条C**

○ 4条C(1)

A(1)に規定する優先期間は

⇒◆ 特許・実用新案については：**12ヶ月**

◆ 意匠・商標については：**6ヶ月** とする

・ポイント；期間の終期（末日）を規定

○ 4条C(2)

優先期間は、最初の出願の日から開始する、出願の日は期間に算入しない

・ポイント；期間の始期（初日）を規定 最初の出願の日＝第一国出願日

○ 4条C(3)

優先期間は

⇒ その末日が保護の請求される国において法定の休日又は

所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは

→ その日の後の最初の就業日まで『延長』される

○ 4条C(4)

(前段)

最初の出願とみなされその出願日が優先期間の初日とされる場合（要件6つ）

(1) 最初の出願(4C(2))と**同一対象**についての

(2) **同一同盟国**においてされた後の出願

(3) 先の出願が**公衆の閲覧に付されない**で

(4) **いかなる権利をも存続させない**（特39(2)で先願権残るもの×）で

(5) **後の出願日までに取下・放棄・拒絶の処分**を受けたこと、

(6) その先の出願が**まだ優先権主張の基礎とされていない**こと

⇒記憶法；どうどうと対象国で後見人ゴビまで処分受けて未起訴

(後段)

この場合において、先の出願⇒ 優先権の主張の基礎とすることができない

・ポイント；優先期間内に優先期間の初日とされ、いつでも可能ではない

● パリ6条の5 (外国登録商標)

○ 6条の5 A

本国において正規に登録された商標は、原則、他の同盟国においても、
のままその登録を認められかつ保護される

- ・ 「そのまま」 → 形についての特例であり、使用主義の特例を定めたものではない
立体商標を否定することは可能である
- ・ 「本国」は 営業所 → 住所 → 国籍 の順で判断される
⇒ 記憶法； えい・じゅう・こく

○ 6条の5 B：そのまま保護することの例外規定

以下の場合、本国で登録されていても保護が要求される国で商標登録不可

- 1) 商標が不正競争の行為を構成
- 2) 既得権を害す
- 3) 識別性なし
- 4) 取引上使用されることがある記号、表示のみ
- 5) 取引上の通用語で常用されるようになっている記号、表示のみ
- 6) 公正・確立した慣習で常用されるようになっている記号、表示のみ
- 7) 道徳、公の秩序違反

- ・ 「第三者の既得権」 → 第三者の先登録の商標権、先願に係る商標登録出願により
生じた権利、商号権、肖像権、著作権等

○ 6条の5 C

商標が保護を受けるに適したものであるかどうかを判断する場合

①すべての事情を考慮

②特に、当該商標が使用されてきた期間を考慮

- ・ 変更が、1) 商標の識別性に影響を与えず、かつ、2) 商標の同一性を損なわない場合
→ 他の同盟国においてその変更を唯一の理由として登録を拒絶されることはない
比較； 5条C(2)は識別性のみ

○ 6条の5 D～F

- ・ 本国において登録されていない → 「この条の規定による利益を受けることができない」
→ そのまま保護を受けるとこの条の利益を享受できない
普通の商標としての内国民待遇による保護は享受し得る
- ・ 本国における登録が更新された場合 → 他の同盟国における登録の更新義務はない
- ・ 本国登録がなされていない間でも、優先権を主張して第二国に出願することは可能

知財条文総整理 (11) P C T

● P C T 11条 (国際出願日及び国際出願の効果)

○ 11条 (1)

受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、

⇒ 「国際出願の受理の日」を『国際出願日』として認める

- (i) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする『資格』を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと (要件1)
- (ii) 国際出願が所定の『言語』で作成されていること (要件2)
- (iii) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること
 - (a) 国際出願をする『意思』の表示 (要件3)
 - (b) 少なくとも一の『締約国』の指定 (要件4)
 - (c) 出願人の『氏名又は名称』の所定の表示 (要件5)
 - (d) 『明細書』であると外見上認められる部分 (要件6)
 - (e) 『請求の範囲』であると外見上認められる部分 (要件7)

・ポイント

- ・国際出願日の認定要件：7つ

記憶法⇒ ゴロ合わせ『しかくいゲンコツ、いていな迷惑うける!』

(他に『資格をめざせ(明細・請)、意志示(氏名)して言語指定』等)

→我が国国内法では国際出願法4条1項(国際出願日認定要件)に規定

○ 11条 (2)

- (a) 受理官庁は

国際出願が(1)に掲げる要件を受理の時に満たしていないと認める場合

⇒ 規則の定めるところにより出願人に対し必要な補充をすることを求める

- ・補充→相当期間：求めの日から10日以上1ヶ月以内

- (b) 受理官庁は

出願人が規則の定めるところにより(a)の求めに応ずる場合には

⇒ 当該補充の受理の日を国際出願日として認める

○ 11条 (3)

要件1) 64条(4)の規定に従うことを条件として、

要件2) (1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たし、かつ、

要件3) 国際出願日の認められた国際出願は

⇒ 効果1) 国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果をもつものとし、

効果2) 国際出願日は各指定国における実際の出願日とみなす

・規則の近時改正点(2007~2009)

●2007年4月1日発効のPCT規則改正

◎主な改正の内容

- 1) 欠落補充手続の拡充
 - 2) 優先権の回復手続の導入
 - 3) 明白な誤記の訂正手続の明確化、の3つ
- 特許法条約(PLT)が規定するユーザーフレンドリーな手続をPCTに導入することを目的に改正されたもの

○欠落補充手続の拡充

国際出願提出後、国際出願の一部が欠落している場合には、それが図面の場合に限定して認められていた従来の補充に加え、明細書や請求の範囲の一部が欠落した場合についても補充ができるようになる。

また、補充の方法として、優先権主張の基礎となる先の出願に記載されている明細書、請求の範囲又は図面を引用することで、国際出願日を維持しながら補充をする手続が新たに導入される。

- ・後の提出による補充(規則20.3、20.5、20.7)、
- ・引用補充(規則4.18、20.6) → 日本国特許庁では認めない

○受理官庁への優先権の回復の手続(規則26の2.3)

(サンプルにつき、以下省略)

●2008年7月1日発効のPCT規則、実施細則、運用の改正

◎主な改正の内容

- 1) 手数料表の改訂
- 2) 国際公開の中止
- 3) 先の調査の結果の考慮
- 4) 優先権の回復請求手数料の支払期間の延長
- 5) 電子形式による国際出願とともに提出する変換前形式による書類
- 6) 電子メールによる事前の通知

○手数料表の改訂 (規則 96.1 の改正)

手数料表に掲げる国際出願手数料の額 (スイスの通貨) が 1,400 スイスフランから 1,330 スイスフランに引き下げ等。

○国際公開の中止 (規則 29.1 の改正)

(サンプルにつき、以下省略)

● 2009 年 1 月 1 日発効の規則・実施細則改正

◎ 主な改正内容

1) 明細書の見出し及び請求の範囲の番号の記載例

2) 補充国際調査

3) 国際公開言語

(なお、実際には日本国特許庁が実施しない改正も含まれる)

○ 1) 明細書の見出し、請求の範囲の番号の記載例

(実施細則 204 の改正及び 204 の 2 の追加)

サンプルにつき、省略

○ 2) 補充国際調査

サンプルにつき、省略

○ 3) 国際公開言語 (規則 48.3(a) の改正)

・ 国際公開言語 → 新たに韓国語とポルトガル語が追加

(2009 年 1 月 1 日以降の国際出願に適用)

→ 日本語、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、

ロシア語と合わせて、10 言語が国際公開言語となる

・ 国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合

→ 国際調査報告又は条約第 17 条 (2) (a) の宣言、発明の名称及び要約は

当該言語及び英語の双方で国際公開が行われる

知財条文総整理 (12) TRIPS 協定 (サンプル)

● 第2条1項 (知的所有権に関する条約)

加盟国は→ 第2部から第4部までの規定について、
パリ条約1条から12条まで及び19条の規定を遵守する
記憶法；パイ胃にまで行く、守ろう

● 第3条 (内国民待遇)

○ 3条1

原則：加盟国は、知的所有権の保護(注)に関し、自国民に与える待遇よりも
不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える

例外1：ただし、1967年のパリ条約、1971年のベルヌ条約、ローマ条約及び
集積回路についての知的所有権に関する条約に既に規定する例外については、
この限りでない

例外2：実演家、レコード製作者及び放送機関については、そのような義務は、
この協定に規定する権利についてのみ適用する

...

注 この条及び次条に規定する「保護」には、知的所有権の取得可能性、取得、範囲、
維持及び行使に関する事項並びにこの協定において特に取り扱われる知的所有権の
使用に関する事項を含む (6つ)

○ 3条2

加盟国は、司法上及び行政上の手続(加盟国の管轄内における送達の住所の選定又は
代理人の選任を含む。)に関し、1の規定に基づいて認められる例外を援用するこ
ができる。 =パリ2条(3)と同旨

ただし、1)その例外がこの協定に反しない法令の遵守を確保するために必要であり、
かつ、2)その例外の実行が貿易に対する偽装された制限とならない態様で適用される
場合に限る

● **第5条 (保護の取得又は維持に関する多数国間協定)**

○前2条 [= 3条 (内国民待遇) ・ 4条 (最恵国待遇)] の規定に基づく義務は、

知的所有権の取得又は維持に関してW I P Oの主催の下で締結された**多数国間協定**

(例: P C T等) に規定する**手続**については、適用しない

記憶法; 見よ多数の手敵なし

⇒ 3条 (内国民待遇) 及び 4条 (最恵国待遇) の例外規定

・ 規定の趣旨: 既確立条約秩序の混乱防止、ただ乗り防止

→ 例: W T O加盟国であってP C Tに加盟していない国に、P C T加盟国と同様の待遇を与えることを防止する

パリ条約の同盟国でない (P C T非加盟) W T Oの加盟国の国民が自国にした出願に基づく優先権を主張してP C Tに基づく国際出願をすることはできない

● **第6条 (消尽)**

○この協定に係る紛争解決においては、**第3条及び第4条の規定を除く**ほか、

この協定のいかなる規定も、知的所有権の**消尽に関する問題**を取り扱うために用いてはならない

○ポイント

・ 以下の加盟国を、紛争解決機関に提訴することはできる

1) 自国民の特許権は並行輸入によって消尽しないが、外国人の特許権は消尽するという制度を有する加盟国 (3条 (内国民待遇) 違反の加盟国)

2) ある国の国民の特許権は消尽しないが、別の国の国民の特許権は消尽するという制度を有する加盟国 (4条 (最恵国待遇) 違反の加盟国)

・ 加盟国が国内法令で国際的消尽を定めることを禁止しているわけではない

知財条文総整理 (13) マドプロ (サンプル)

● マドプロ1条 (マドリッド同盟の構成国)

○この議定書を締結した国(以下「**国である締約国**」という)は、1967年にストックホルムで改正され及び1979年に修正された標章の国際登録に関するマドリッド協定(以下「マドリッド協定(ストックホルム改正協定)」という)の**当事国であるかどうかを問わず**、同協定の当事国で構成する同盟の構成国であるものとし、またこの議定書を締結した第14条(1)(b)に規定する政府間機関(以下「**締約国際機関**」という)は、当該同盟の構成国であるものとみなす。この議定書においては、国である締約国及び締約国際機関を「**締約国**」と総称する。

○ポイント；『国である締約国』、『締約国際機関』、『締約国』それぞれの違い・意義に注意！

● マドプロ4条の2 (国際登録による国内登録又は広域登録の代替)

○4条の2(1)

いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である**標章が国際登録の対象**でもあり、かつ、その名義人が**国際登録の名義人と同一**である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずる**すべての権利を害することなく**、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該**国内登録又は広域登録に代替**することができるものとみなす

(i) 国際登録による標章の**保護の効果が第三条の三(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること**

(ii) 国内登録又は広域登録において**指定されたすべての商品及びサービス**が当該締約国に係る**国際登録においても指定**されていること。

(iii) (i)に規定する効果が**国内登録又は広域登録の日の後に生じていること**

○4条の2(2)

(1)に規定する官庁は、**求めに応じ**、自己の登録簿に国際登録について記載しなければならない

・代替の要件 上記の**6つ**

⇒記憶法；同対名義・圏外ナシ・散々帝国及んで・全品指定・逃避後生ず

知財条文総整理 (14) 不正競争防止法 (サンプル)

●不2条 (定義)

2条1項 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう

●不2条1項1号 …周知表示混同惹起

○他人の商品等表示 (人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器

若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ)

として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等

表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、

譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信

回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

・ポイント

・本号：普通名称等・自己の氏名・先使用→ 適用除外 (不19(1)1-3号)

自己の氏名の使用者に対して、混同防止表示請求可 (不19(2)1)

他人の商品等表示と同一類似商品等表示の使用者・業務承継者に

対して、混同防止表示請求可 (不19(2)2)

パリ条約6条の2(1)の実施国内法

・「商品等表示」→商品の出所・営業主體：眼鏡枠 (判例)

Cf. 商店街の通称 (アメ横) ×

・「商号」→ 商法20、21条の差止請求も認められることあり

・「商標」は登録商標である必要はない

→この法律において「商標」とは商2条1項に規定する商標をいう (不2(2))

→この法律において「標章」とは商2条1項に規定する標章をいう (不2(3))

・「営業」→ CMテーマソング (音響を含む)

・「需要者の間に広く認識」→広く認識させた主体は、本号による救済を

求める本人でなく、第三者でもよい (判例)

・需要者の間に広く認識されたものと類似のものを使用する行為が不正競争

といえるには→ 客観的観察により他人の商品等表示が自他識別機能又は

出所表示機能を備えることを要する (要説)

・「混同を生じさせる」→ 経済的、組織的に何らかの関係にあるという広義の混同

・周知性は一地方のみで足りる

・第三者が用いて周知性を獲得した表示であってもよい (判例)

・現実に混同を生じていなくても、おそれで足りる (判例)

● 不19条1項 (適用除外等)

○ 3条から15条まで、21条 (2項第6号に係る部分を除く) 及び22条の規定は、次の各号に掲げる不正競争区分に応じて当該各号に定める行為については適用しない
⇒記憶法; (サンプルにつき省略)

○ 1項1号に規定する適用除外

・ ①2条1項1号、②2号、③13号 及び ④15号に掲げる不正競争

a. 普通名称等を 普通に用いられる方法で

①使用し、若しくは ②表示をし、又は

b. 普通名称等を普通に用いられる方法で使用し、若しくは表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

c. 13号及び15号に掲げる不正競争の場合は、普通名称等を普通に用いられる方法で表示をし、又は使用して役務を提供する行為

・ 普通名称等

①商品若しくは営業の普通名称 (ぶどうを原料又は材料とする物の原産地の名称であって、普通名称となったものを除く。)

②同一若しくは類似の商品若しくは営業について慣用されている商品等表示

・ ポイント; 1号 (普通名称等) → 『不正目的でないこと』の要件なし

Cf. 2号 (自己の氏名)・3号 (先使用) → // 要件あり

○ 1項2号に規定する適用除外

・ ①2条1項1号、②2号 及び ③15号に掲げる不正競争

a. 自己の氏名を 不正の目的でなく使用する行為

b. 自己の氏名を 不正の目的でなく使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

c. 自己の氏名を 不正の目的でなく使用して 役務を提供する行為

・ 普通に用いられる方法でなくてもよい

知財条文総整理 (15) 著作権法 (サンプル) H21 改正対応

● 著1条 (目的)

- この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする
- ・ 文化的所産の公正な利用→著作権の制限 (30-49)、著作物の裁定利用 (67-70)

● 著2条 (定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる

● 著2条1項1号

○著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。 →対象記憶法：ブンガク・ビオン

・ポイント

- ・「思想又は感情」→ 思想・感情が外部的に認識可能で表現
→未完成でも著作物として著作権発生
(例：シューベルトの未完成)
データ等の事実は該当しない×
- ・「創作的」→ 創作でない写真・模写は該当しない×
キャッチフレーズ、スローガン、題号も該当しない×
画家の画風も該当しない×
広告のキャッチフレーズ、投稿文書は、該当する○
- ・「表現」→ アイデア自体、理論自体は該当しない×
具体的有体物 (小説の原稿) × Cf. 抽象表現物○
- ・キャラクター；漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいうべき抽象的概念、それ自体著作物性なし (ポパイ事件)
→ 最初の最高裁判決 H9. 7. 17
しかし、漫画のキャラクター図柄コピーの場合
→ 漫画著作物の複製権侵害
- ・判例→ 他のポパイ事件、モデルハウス事件、交通安全スローガン事件
- ・交通標語「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」も、著作物となりうる

● 著2条1項9号の5 (H21法改正)

○送信可能化

次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようになることをいう。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号および第47条の5第1項1号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

● 著31条（図書館等における複製） (H21法改正：1項改正、2項新設)

○1項 (改正)

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

二 図書館資料の保存のため必要がある場合

三 他の図書館等の求めに応じ、絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料の複製物を提供する場合

○2項 (H21改正・新設)

前項各号に掲げる場合のほか、国立国会図書館においては、図書館資料の原本を公衆の利用に供することによるその滅失、損傷又は汚損を避けるため、当該原本に代えて公衆の利用に供するための電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第三十三条の二第四項において同じ。）を作成する場合には、必要と認められる限度において、当該図書館資料に係る著作物を記録媒体に記録することができる。

● 著33条（教科用図書等への掲載）（H21 法改正）

公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。

2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 前3項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。

・「教科用図書」→ 学習参考書や、大学等の高等教育機関の教授が教科書として指定する図書は含まれない。

● 著33条の2（教科用拡大図書等の作成のための複製等）（H20、21 法改正）

○ 1 項

教科用図書に掲載された著作物は、視覚障害、発達障害その他の障害により教科用図書に掲載された著作物を使用することが困難な児童又は生徒の学習の用に供するため、当該教科用図書に用いられている文字、図形等の拡大その他の当該児童又は生徒が当該著作物を使用するために必要な方式により複製することができる。

○ 2 項

前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

○ 3 項 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

○ 4 項

障害のある児童及び生徒のための教科用図書等の普及の促進等に関する法律5条1項又は2項の規定により教科用図書に掲載された著作物に係る電磁的記録の提供を行う者は、その提供のために必要と認められる限度において当該著作物を利用することができる。

● 著94条の2 (放送される実演の有線放送)

○有線放送事業者は、放送される実演を有線放送した場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもつてするかを問わず、実演の提示につき受ける対価をいう。次条第一項において同じ。）を受けない場合を除く。）には、当該実演（著作隣接権の存続期間内のものに限り、第九十二条第二項第二号に掲げるものを除く。）に係る実演家に相当な額の報酬を支払わなければならない。

・ H18 法改正により「有線放送」による放送の同時再送信

→実演家及びレコード製作者に新たに報酬請求権を付与：
放送の同時再送信の円滑化
(94条の2はH18年に新設、95条1項・97条1項も同様の改正)

● 著95条 (商業用レコードの二次使用)

○1項

放送事業者及び有線放送事業者（以下この条及び97条1項において「放送事業者等」という。）は、91条1項に規定する権利を有する者の許諾を得て実演が録音されている商業用レコードを用いた放送又は有線放送を行った場合（営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けずに、当該放送を受信して同時に有線放送を行った場合を除く。）には、

当該実演（7条1号から5号までに掲げる実演で著作隣接権の存続期間内のものに限る。次項から4項までにおいて同じ。）に係る実演家に

『二次使用料を支払』わなければならない。

・ ポイント；7条1号7号のWTO加盟国で行われる実演は除外

・ H18 法改正により「有線放送」による放送の同時再送信

→ 実演家及びレコード製作者に新たに報酬請求権を付与

：放送の同時再送信の円滑化

○2項

前項の規定は実演家等保護条約の締約国については、当該締約国であって、実演家等保護条約16条1(a)(i)の規定に基づき実演家等保護条約12条の規定を適用しないこととしている国以外の国の国民をレコード製作者とするレコードに固定されている実演に係る実演家について適用する

● 著95条の2 (譲渡権) (H21 法改正)

実演家は、その実演をその録音物又は録画物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

2 前項の規定は、次に掲げる実演については、適用しない。

一 第91条第1項に規定する権利を有する者の許諾を得て録画されている実演

二 第91条第2項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は録画されているもの

3 第1項の規定は、実演（前項各号に掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の録音物又は録画物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。

一 第1項に規定する権利を有する者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

二 第103条において準用する第67条第1項の規定による裁定を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物

三 第103条において準用する第67条の2第1項の規定の適用を受けて公衆に譲渡された実演の録音物又は録画物 (H21改正：2, 3号新設)

四 第1項に規定する権利を有する者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された実演の録音物又は録画物

五 国外において、第1項に規定する権利に相当する権利を害することなく、又は同項に規定する権利に相当する権利を有する者若しくはその承諾を得た者により譲渡された実演の録音物又は録画物

● 著121条の2 (H21 法改正)

次の各号に掲げる商業用レコード（当該商業用レコードの複製物（二以上の段階にわたる複製に係る複製物を含む。）を含む。）を商業用レコードとして複製し、その複製物を頒布し、その複製物を頒布の目的をもつて所持し、又はその複製物を頒布する旨の申出をした者（当該各号の原盤に音を最初に固定した日の属する年の翌年から起算して50年を経過した後において当該複製、頒布、所持又は申出を行つた者を除く。）は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 国内において商業用レコードの製作を業とする者が、レコード製作者からそのレコード（第8条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード

二 国外において商業用レコードの製作を業とする者が、実演家等保護条約の締約国の国民、世界貿易機関の加盟国の国民又はレコード保護条約の締約国の国民（当該締約国の法令に基づいて設立された法人及び当該締約国に主たる事務所を有する法人を含む。）であるレコード製作者からそのレコード（第8条各号のいずれかに該当するものを除く。）の原盤の提供を受けて製作した商業用レコード